

# 議員のコンプライアンスと ハラスメント条例の作り方

8月7日(金) in 東京



講師：太田雅幸【弁護士】

同時開催！  
オンラインセミナー

昭和36年生まれ。東京大学法学部卒業後、昭和59年衆議院法制局に入局。20年にわたり内閣委員会、地方行政委員会等を担当し、法律案や修正案の作成に携わる。会員契約適正化法案、公職選挙法やNPO法などの改正案、年金改正法案や有事法案の修正案の作成に参画。この間、最高裁判所司法研修所で司法修習(49期)。2005年11月退官し、弁護士登録(東京弁護士会)。現在、訴訟実務のほか、各自治体で条例立案支援や研修に携わる。主な著書に「政策立案者のための条例づくり入門」「情報公開法の解説」等がある。

10:00~12:30

## 議員のコンプライアンス

1. 生理的な口利きと不当要求
2. 政治腐敗
3. 政務活動費
4. ハラスメント
5. 地域のインフルエンサーである議員と権利侵害 (名誉毀損、侮辱)
6. 個人情報保護
7. 著作権 (権利処理)
8. 住民との付き合い方 (寄附問題)

13:30~16:00

## 議会におけるハラスメント条例の作り方

1. 法令における規律
2. ハラスメント防止条例を制定する意味
  - (1) 職員に対するハラスメント
  - (2) 職員の議員に対するハラスメント
  - (3) 議員間のハラスメント、票ハラ
3. 規律対象
4. 定義規定
5. 相談・調査手続
6. 実効性の担保 (公表)
7. その他